

平成 22 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 愛光電気株式会社
 代表者名 代表取締役社長 近藤 保
 (JASDAQ・コード9909)
 問合せ先 取締役経理部長 渡邊幹夫
 電話番号 0465-37-2121

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 6 月 17 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の業容拡大に備えて、現行定款第 2 条第 3 号「前記各号に関わる」事業に「リース業」を追加するものです。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、法令に定める範囲内で責任を免除できる旨を定めるとともに、社外取締役および社外監査役に有能な人材を招聘できるよう責任限定契約を締結可能とする規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 第 1 号～第 2 号 (略) 3 前記各号に関わるレンタル業ならびに貿易業	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 第 1 号～第 2 号 (現行どおり) 3 前記各号に関わるレンタル業、 <u>リース業</u> ならびに貿易業

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第30条</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
第30条～第38条 (略)	第31条～第39条 (現行どおり)
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第40条</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
第39条～第46条 (略)	第41条～第48条 (現行どおり)

3. 日程

取締役会決議 平成22年4月22日
株主総会開催日 平成22年6月17日
効力発生日 平成22年6月17日(予定日)

以上